

令和3年10月6日

亀井委員

まず、神奈川県地域防災計画の取組状況について、市町村が実施する消防の広域化等に伴う新たな施設・設備整備事業への補助ということで、消防の広域化という観点の基礎的な確認をしたいと思っています。そもそも消防の広域化とは何でしょうか。

消防保安課長

近年、全国的に人口減少や少子高齢化が進展しており、市町村の人的資源が大変厳しい状況にある中で、小規模な消防本部を中心に、消防力の維持強化が、今後十分に対応できなくなることが懸念されています。2以上の消防本部が消防事務を共同して処理することや、委託などをする市町村の消防の広域化を、国を挙げて推進しています。消防の広域化により、組織の規模が拡大されることで、消防部隊の体制強化や、市町村ごとに複数整備していた消防署の一元整備等による財政の効率化など、行催事上の様々なスケールメリットを実現することが期待できます。

また、消防広域化の実現に時間を要する地域もありますので、消防指令業務など消防事務の一部を連携協力することによる消防力の強化についても推進しています。

消防指令業務共同運用のメリットとしては、財政効果や人員体制の効率化、住民サービスの向上などが挙げられます。

亀井委員

メリットの部分もお聞きできました。次に、消防の広域化をすることのデメリットは何かあるのでしょうか。

消防保安課長

デメリットというか、少し懸念があるというところでお答えしますと、例えば消防力が集中化してしまうといったことや、広域化のメリットが見いだせない、人に関する調整がなかなか難しいなどといったようなことが考えられます。

亀井委員

集中化や人に関する調整などについて、デメリット解消のために何かやられていることはあるのでしょうか。

消防保安課長

県としては、市町村が率先してやる事業ですのでなかなか難しいところもありますが、市町村からの相談に応じることや、市町村へ補助金を出していますので、こうしたことなどでうまく広域化が進むよう努力しているところです。

亀井委員

消防の広域化に対しての本県の今の進捗状況が分かれば教えてもらいたいです。

消防保安課長

これまで、平成25年3月に小田原市ほか1市5町、平成28年4月に厚木市と清川村、平成29年4月に横須賀市と三浦市の3つの地区で広域化が実現しま

した。また令和4年4月、茅ヶ崎市と寒川町による広域化が予定されています。

先ほど御説明した消防指令業務の共同運用としては、平成25年4月に横須賀市と三浦市、平成27年4月は海老名市と座間市と綾瀬市、平成28年2月には茅ヶ崎市と寒川町、平成29年4月には平塚市、大磯町、二宮町の4つの地区で共同運営を開始しています。これに加え、秦野市と伊勢原市においても、消防指令業務共同運用に向けた協議を開始しているところです。

亀井委員

先ほど補助金の話も出ましたが、消防の広域化に対し、具体的に県や国などがどのように支援しているか、金銭的な話もありますが、何かあれば教えてもらえませんか。

消防保安課長

国の支援に関しては、場合によりますが、交付金の対象になる場合があると聞いています。また、県については、先ほど御説明した市町村の地震防災対策への支援であります市町村地域防災力強化事業費補助金があり、こちらの重点事業に位置づけ、消防広域化等に伴う署所の新設や改修、高規格車両の導入などの施設設備の整備に対する補助のほか、消防広域化を検討するための調査や委員会開催などの費用に対して財政的な支援を行っています。

令和2年度の実績は、横須賀市に対して1,262万円、小田原市に対して6,820万2,000円、茅ヶ崎市に対して3,347万1,000円、寒川町に対して2,525万6,000円、合計1億3,954万9,000円の補助を実施したところです。

亀井委員

先ほどの話で、消防指令業務の共同化という話もありましたが、共同化にも補助金は使えるのでしょうか。

消防保安課長

こちらにも広域化に資するものですので、使えます。

亀井委員

先ほどのお話の中で、消防の広域化と消防指令業務の共同化、大きく分けると2つ出てきています。三浦市と横須賀市は、消防指令業務の共同化からスタートし、現在は消防を広域化しています。位置づけというか順位づけというか、段階を追って広域化していくのか、それとも独立したものとして考えていけばいいのか、どのように考えていくべきなのでしょう。

消防保安課長

委員おっしゃるように、横須賀市と三浦市はまず、消防指令業務を共同運用し、それから広域化に移った。これも一つの方法だと思っています。しかし、必ずそうしなければいけないということではなく、いきなり消防の広域化にも入れますし、まず消防指令業務を共同運用し、メリットを得たいということで、共同運用を始めようという市町村もあると考えています。

亀井委員

時間の都合でまた次の話ですが、消防の広域化という話とよく混同されるかながわ消防で、もう広域化できたのではないかという考え方をする方もいるので、消防の広域化とかながわ消防の相違点というか、その辺りはどのように考えていけばよいのでしょうか。

消防保安課長

消防の広域化は、先ほど御説明したとおり、幾つかの市町村が一緒になって消防の運営を行っていくということだと思いますが、かながわ消防は、広域の消防応援の体制ということで、例えば、近隣の消防だけで対応できないような災害が発生した場合に、県内全体の消防でそれをカバーしていこうという考え方です。

亀井委員

かながわ消防については、現在の取組や将来的なビジョンなど、今現在の実績も含めて今どのようなことが言えるのでしょうか。

消防保安課長

かながわ消防は、全消防本部が参加しているということで、最近ではコロナ禍で少し実動訓練ができていませんが、訓練を行ったり、全消防本部が集まって会議を行ったり、そうしたことによって連携強化を図っています。

亀井委員

まだ実績はないのでしょうか。

消防保安課長

今まで幸いにも大きな災害が県内では発生していませんので、実績はありません。

亀井委員

次の質問は、同じく神奈川県地域防災計画の取組状況において、要配慮者に対する災害時福祉支援体制の整備ということで、その中で神奈川DWA Tの設置とありますが、そもそもこのDWA Tとは何でしょうか。

地域福祉課長

災害福祉支援ネットワークや災害派遣福祉チームなどをDWA Tと申しますが、平成30年5月に厚生労働省から災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインが発出され、これを各都道府県において設置するなど、災害時の福祉支援体制の構築について示されたところです。

ガイドラインを踏まえ、全国でDWA Tの設置が進み、神奈川県でも令和2年度に神奈川DWA Tを設置したところです。神奈川DWA Tは、大規模災害時に主に一般の避難所において要配慮者の支援を行う広域的な福祉チームであり、避難所において要配慮者に対し、適切な福祉支援を行うことにより、避難生活における災害関連死や体調の悪化といった二次被害の防止を図ることを目的としています。

活動内容としては、避難している要配慮者の心身の状態の把握、食事、トイレの介助等日常生活上の支援、要配慮者が抱える課題に関する相談支援、要配慮者の良好な生活環境を確保するための避難所における環境の整備などとなります。

亀井委員

このDWA Tというのは、今話聞くと高齢者福祉に対しての話なのか、障害者福祉も含んでいるのか、どのような感じでお答えいただきましたか。

地域福祉課長

要配慮者ということで、障害者、高齢者、子供等が入っています。

亀井委員

そうすると、活動に当たってはどのようなチームで構成されていますか。

地域福祉課長

DWATのチーム構成ですが、神奈川DWATは、社会福祉士や、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士などの資格を有した方や、施設等での支援現場で生活支援員、生活相談員、児童指導員等の職種の方で、実務経験が3年以上の方で構成されています。

チーム員として登録されるには、協定締結団体や協力施設から候補者の届出を頂き、県が実施するDWAT登録研修を受講する必要があります。派遣するチームは、1チーム当たり5名程度とし、現地の福祉ニーズに応じた職種で編成するよう考えています。

亀井委員

再度お聞きするような形になると思いますが、DWATの登録者数とまた職種等の内訳はどのような形でしょうか。

地域福祉課長

DWATの登録者数ですが、現在85名がチーム員として登録されています。主な資格では、1人で複数の資格を持っている方もいらっしゃるのですが、社会福祉士が40名、介護福祉士が39名、介護支援専門員が19名、理学療法士が9名、相談支援専門員が10名、保育士の方が4名、また主な職種で見ると、介護職が12名、生活支援員が8名、施設長、管理者9名、相談員が6名などとなっています。

亀井委員

そうした専門的な方々に入っていただいたチーム構成になっているということですが、神奈川DWATに関しての活動実績、今現在までどのような実績があるか教えていただいてもいいですか。

地域福祉課長

神奈川DWATの派遣活動実績は、まだありません。

亀井委員

神奈川県での災害発生時と他県での災害発生時という2つの観点から考えると、他県からの災害発生時の派遣要請もなかったということでしょうか。それとも他県には行けないような状態になっているのでしょうか。

地域福祉課長

DWATは、令和3年3月に発足しましたが、それ以降は他県からの派遣の要請はなく、また県内でも派遣する機会、災害はなかったということです。

亀井委員

神奈川県の場合は分かりましたが、他の都道府県についてのDWATの実績はどのような状況でしょうか。

地域福祉課長

全国のDWATの活動実績としては、少し古くなりますが、令和3年2月の国の調査によると、35府県でDWATが設置されており、その中で実際に活動派遣実績があったのは13府県となっています。

亀井委員

35 府県でDWA Tが設置されているということです。そのうち、13 府県で派遣実績があるということですが、今の状況を聞くと、本県のDWA Tの設置や活動などについては、他の都道府県と比較した場合に、他の都道府県と比べると、実績、取組方が少し遅れていると思うのですが、その原因はありますか。

地域福祉課長

実際に発足後、登録人数を増やしてきており、研修も随時行っています。実際の派遣は、他府県であっても、要請があった場合に派遣することとなりますので、その要請がなかったということは事実としてあります。

亀井委員

平成 30 年からスタートしたと厚労省は言っており、神奈川県としては最近発足したところです。平成 30 年からすぐに実施したというところもあり、どうして最近まで設置が遅れてしまったのか伺います。

地域福祉課長

DWA Tは委員おっしゃるように、新しい組織ですが、その前段の親組織のようなもので、災害福祉ネットワークという組織があり、そのネットワークは、11 団体に構成しており、災害時の相互応援協力体制を設けていたところです。

亀井委員

DWA Tという組織はなかったが、それに次ぐ、しっかりとフォローするような組織体系ができていたという話だと思います。しかし、実際他県と比べても、組成の仕方も遅いし、だからこそ活動実績がないと思います。ぜひ、他県ともしっかりと連携しながら、他県の実績状況も勉強しながら、これからの活動の取組に生かしていただきたいと思います。

この質問で最後ですが、DWA Tが今のような形で出来上がって、実績を積んでいくのだろうと思うのですが、コロナ禍におけるDWA Tの取組は、やはり福祉支援だと思います。プロが集まっているとはいえ、感染症の蔓延した状況での取組を想定していなかったかもしれません。今までの研修において、コロナ禍での高齢者や障害者をどうやってフォローアップしていくかということをお勉強しているのかもしれないが、今後感染症の蔓延下でDWA Tや、DMAT、DPATなどでも、気をつけなければいけないことだと思います。DWA Tに関しては、今のコロナ禍で慣れないことは気をつけてやらなければいけないし、実際に派遣したときに、受け入れ側もこのような人たちが来て大丈夫だろうかと思ってしまうかもしれない。どのようにフォローアップしていくのか伺います。

地域福祉課長

感染症については、基本的に自然災害ということで、DWA Tが派遣の対象になるのですが、行った先で当然感染症が蔓延したり、そのおそれがあったりすることはあると思います。したがって、研修においても、当然織り込むことになると思います。また、感染症に注意しながら活動する中で、保険などにもしっかり入って対応していくような形になると考えています。

亀井委員

先ほど先行会派の質疑の中でも、コロナ禍でも自然災害は待ってくれないと

言っていました。自然災害が発生した際に、出動すると思いますが、現在の状況で出動しなければならないこともあります。保険に入らなければいけない、防護具も準備しなければいけない、そうしたこともやっていかなければならないが、保険には実際入っているのでしょうか。

地域福祉課長

保険については、現在コロナ特約のようなものは保険会社で用意していないということで、現状では入っていません。

亀井委員

感染症の特約がないということですが、保険に入るということで、答弁があったと思います。例えば、DMATや、災害派遣精神医療チームDPATなどでは、保険で特約にできるという話を一度耳にしたことがあります。ぜひ、そうしたところと連携を取っていただきながら、この感染症下においても何の支障もなく活動できるように、行った先の方々も、DWATと派遣される人たちもお互いが気持ちよく仕事をしてもらえるような環境をやはりつくっていかなくちゃいけないと思うので、ぜひ下準備をまず研修とともに行っていただくことを要望します。